

○ 法第11条を適用している事案で、開示請求者に通知した期限を過ぎているもの(資料4)

| 法人名 | 件名 | 受付年月日 | 通知した期限 | 超過日数 | 期限までに開示決定等がされなかった理由 | 備考 |
|--------|---|-------------|------------|------|--|----|
| 緑資源機構 | 泉州東部区域農用地総合整備事業の和泉市における 1. 現設計及び設計変更に関する文書 2. 許可等に関する文書(水利権、占有権等) | H18. 2. 28 | H18. 5. 19 | 316 | 対象となる法人文書が著しく大量で、検索、特定及び整理に不測の日数を生じていることに加え、他に処理すべき開示請求事案が多数重なったことによる。 | |
| 国際協力銀行 | 平成16、17年度の期間で、飲食を含む会議に係わる決裁書 | H18. 10. 15 | H19. 3. 15 | 16 | 組織改変を控えたこともあり、所管業務が著しく繁忙であるため。 | |